

特定非営利活動法人ジャパンマック 監事監査実施規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人ジャパンマック（以下「法人」という。）の監事による法人の理事の業務執行の状況及び財産の状況に関する監査（以下「監査」という。）について必要な事項を定める。

(監事の責務)

第2条 監事は、法人の運営に関する広い知識と深い理解をもって、注意を尽くして監査を行い、法人の適正かつ健全な運営に資するよう努めなければならない。

2 監事は、事実の調査、認定及び意見の表明を行うに当たっては、常に公正な態度を保持するとともに、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(監査の種別)

第3条 監査の種別は、定期監査、決算監査及び随時監査とする。

2 定期監査は、各事業年度において、あらかじめ時期と内容を定めて計画的に行う監査（決算監査を除く。）をいう。

3 決算監査は、毎会計年度終了後3か月以内に決算総会に先立って行う監査をいう。

4 随時監査は、定期監査及び決算監査以外で監事が必要と認めるときに行う監査をいう。

(定期監査及び随時監査)

第4条 定期監査は、各事業年度において監事が日程及び内容を定めた実施計画を作成し、代表理事に提出して行う。

2 随時監査は、監事が必要と認めるときに、適宜日程及び内容を定めて行う。

3 代表理事は、定期監査及び随時監査の実施に協力しなければならない。ただし、対応が困難な特別の事情がある場合は、延期又は内容の変更を求めることができる。

(決算監査)

第5条 決算監査は、事業報告書（案）及び決算報告書（案）の作成後、決算総会の当日までに行う。

2 決算監査は、理事の業務執行の状況及び財産の状況の全般について行い、事業報告書（案）及び決算報告書（案）が適正に作成されているかを検査する。

(監査の実施通知)

第6条 監事は、監査を行うに当たり、次に掲げる事項等を別紙様式1により代表理事に通知する。ただし、監査の実施に支障がない場合は通知を省略することができる。

- (1) 監査の日時及び場所
- (2) 監査の種別及び内容
- (3) 出席を求める者
- (4) 準備すべき書類

(監査結果の報告)

第7条 監事は、監査終了後、別紙様式2により監査報告書を作成する。

2 監査報告書には、次に掲げる事項等を記載する。

- (1) 監査の実施日
- (2) 監査の種別
- (3) 監査を実施した監事名
- (4) 監査内容
- (5) 監査意見

3 監事は、監査種別に応じて、監査報告書及び監査の際に使用した監事監査チェックリストを次の者に提出する。

- (1) 定期監査又は随時監査 代表理事
- (2) 決算監査 総会及び所轄庁

4 不正の点がある場合は、前項第1号の規定にかかわらず、監事は理事会にも監査報告書を提出する。

5 監事は、決算監査については原則、定期監査又は随時監査については必要に応じて、総会に出席し、監査の結果（監事監査チェックリストを含む。）を報告する。

6 監事は、前項の報告をするため必要があるときは、代表理事に対して理事会の招集を請求する。

(是正又は改善)

第8条 代表理事は、監査の結果、是正又は改善をすべき事項がある場合は、必要に応じて理事会において是正又は改善方策を審議し、適切に是正又は改善を行う。

2 代表理事は、是正又は改善した結果を別紙様式3により監事に報告する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、監査の実施に関し必要な事項は、監事の意見を聴いて代表理事が定める。

附則

この規程は、令和2年3月1日から施行する。

様式 1

監査通知書

年 月 日

特定非営利活動法人ジャパンマック
代表理事 様

監事

④

特定非営利活動促進法第 40 条並びに特定非営利活動法人ジャパンマック定款第 44 条及び監事監査実施規程に基づき、次のとおり監査を実施します。

記

- 1 日時 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
- 2 場所
- 3 監査の種別
- 4 監査の内容
- 5 出席を求める者
- 6 準備すべき書類

以上

様式 2

監査報告書

年 月 日

様

特定非営利活動法人ジャパンマック
監事 ⑩

特定非営利活動促進法第 40 条並びに条及び特定非営利活動法人ジャパンマック定款第 44 条及び監事監査実施規程に基づき、下記のとおり監査結果を報告します。

記

- 1 監査日 年 月 日 ()
- 2 監査の種別
- 3 監査実施者
- 4 監査の内容
- 5 監査意見
(適正な場合)
監査の結果、別表のとおり適正と認められました。
(不適正な場合)
監査の結果、別表のとおり問題点が認められたので、すみやかに是正又は改善してください。
- 6 添付資料
監事監査チェックリストの写し

以上

別表

事 項		監 事 意 見
法人の組織運営状況 (規程、役員、理事会)		
法人の組織運営状況(人事・ 労務管理)		
事業(活動)状況、施設 ・事業の運営管理状況		
法人 及 び 事 業 の 会 計 状 況	会計帳簿の状況	
	予算の編成状況	
	出納・財務の状況	
	契約状況(契約方 法、入札方法)	
	資産の管理方法	
	経理区分間及び会計単 位間の資金移動状況	
	決算書類の作成状況	
	法人の財務状況等	
その他		

(注)監事意見欄は、監事監査チェックリストによる確認結果に基づき、区分ごとに「適正である」「概ね適正である」「〇〇の処理が、〇〇となっており、〇〇規程第〇〇条に違反しているのでは是正されたい」(是正又は改善を要する点は具体的に記載)等の意見を記載する。

様式 3

年 月 日

監事 様

特定非営利活動法人ジャパンマック
代表理事 ⑩

年 月 日付け監査報告書において指摘のあった事項に係る是正・改善状況について、
別紙のとおり報告します。

別紙

監事監査指摘事項に係る是正・改善状況

指摘事項	是正改善措置の状況	添付書類

(注) 是正又は改善措置を行ったことが確認できる資料を添付する。